記入例

規則第5号様式(第10条関係)

(注) 法人によって定款の記載内容は異なります。 法人の定款にあわせて、修正して作成してください。

定款変更認証申請書

年 月 日

三重県知事 様

主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人の名称 代表者氏名 (電話番号)

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

変更の内容

条文の番

号は、定

款に合わ

せて変更

してくだ

さい。

現

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動 促進法(以下「法」という。)第 2条第1項別表第3号、第5号に 該当する特定非営利活動を行う。

行

(特定非営利活動の種類)

変

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、<u>次に掲げる種類</u>の特定非営利活動を行う。

重

後

(1) まちづくりの推進を図る活 動

(2)環境の保全を図る活動

(事業)

第5条

(略)

2 前項第2号に掲げる事業は、 同項第1号に掲げる事業に支障 がない限り行うものとし、その収 益は同項第1号に掲げる事業に 充てるものとする。 (事業)

第5条

(略)

2 前項第2号に掲げる事業は、 同項第1号に掲げる事業に支障 がない限り行うものとし、その利 益は同項第1号に掲げる事業に 充てるものとする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を 代表し、その業務を総理する。<u>理</u> 事長以外の理事は、法人の業務に ついて、この法人を代表しない。 (以下、略) 活動の種類を法別表の<u>号数のみ</u>を記載している場合の例。

このほか、<u>号数+</u> 活動の種類名が併 記されている場合 も早い段階での定 款の変更が必要。

その他の事業 を規定してい る場合の例。

代表権を理事長だけにする場合の例:「理事長以外の理事は、・・・」を追加することが望ましい。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を 代表し、その業務を総理する。 (以下、略)

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)~(3) 略
- (4) 事業計画及び<u>収支予算の</u> 決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び<u>収支決算の</u> <u>承認</u>

(以下、略)

(議決)

第27条

2 (略)

(議事録)

第29条

2 (略)

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)~(3) 略
- (4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並 びにその変更
- (5) 事業報告及び<u>活動決算</u>(以下、略)

(議決)

第27条

2 (略)

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条

2 (略)

- 3 前2項の規定に関わらず、正 会員全員が書面により同意の 意思表示をしたことにより、総 会の決議があったとみなされ た場合においては、次の事項を 記載した議事録を作成しなけ ればならない。
 - (1) 社員総会の決議があった ものとみなされた事項の内 容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があった ものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務 を行った者の氏名

活動予算、活動計 算書を導入する 場合の例。

みなし総会決議 を導入する場合 の例。

みなし総会決議 を導入する場合 の例。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更 しようとするときは、総会に出席 した正会員の4分の3以上の多 数による議決を経、かつ、法第2 5条第3項に規定する軽微な事 項を除いて所轄庁の認証を得な ければならない。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更 しようとするときは、総会に出席 した正会員の4分の3以上の多 数による議決を経、かつ、法第22 5条第3項に規定する事項に該 当する場合は所轄庁の認証を得 なければならない。

「軽微な事項 を除いて」の 文言がある場 合の例。

2 変更の理由

法改正のため。

その他、法人の実情に応じて、変更の理由がある場合は、記入してください。